

○宮崎県森林環境税条例

平成18年3月29日  
条例第13号

改正 平成18年 3月31日条例第41号  
平成18年 7月10日条例第44号  
平成22年12月14日条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年度から平成27年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(使途)

第5条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、宮崎県森林環境税基金（宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）に基づく宮崎県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「附則第39項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「100円」とする。

3 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「附則第40項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「300円」とする。